

搭乗者傷害（入通院／一時金）特約

<用語のご説明一定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 正規の乗車装置

乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に定める乗車装置をいい、具体的には運転者席、助手席、後部座席および補助席等をいいます。

(2) 治療日数

治療のために病院もしくは診療所に入院し、または通院した実治療日数をいいます。なお、被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った次のいずれかに該当する部位を固定するために治療によりギプス等（注）を常時装着した期間については、その日数は通院した実治療日数とみなします。

ただし、診断書に次のいずれかに該当する部位をギプス等装着により固定している旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書にギプス等装着に関する記載がなされている場合に限りします。

- ① 長管骨（上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。）および脊柱
- ② 長管骨に接続する三大関節（上肢の肩関節、肘関節および手関節並びに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。）部分
- ③ 肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りします。
- ④ 顎骨、顎関節。ただし、三内式シーネ等で上下顎を固定した場合に限りします。

（注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ）固定、創外固定器、PTB キャスト、PTB ブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りします。）および三内式シーネをいいます。以下この(2)において同様とします。

第1条 [この特約の付帯条件]

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に付帯されます。

第2条 [保険金をお支払いする場合]

当社は、次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が身体に傷害を被った場合は、その傷害に対して、この特約に従い、保険金請求権者に医療保険金を支払います。

- ① 借用自動車の運行に起因する事故
- ② 借用自動車の運行中の次の事故
 - ア. 飛来中または落下中の他物との衝突
 - イ. 火災または爆発
 - ウ. 借用自動車の落下

第3条 [補償の対象となる方—被保険者]

- (1) この特約における被保険者は、記名被保険者または指定被保険者が借用自動車を運転している間において、借用自動車の**正規の乗車装置**またはその装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中の者として扱います。ただし、極めて異常かつ危険な方法で借用自動車を搭乗中の者は含みません。
- (2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第4条 [保険金をお支払いできない場合]

- (1) 当社は、次の①から⑥のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、医療保険金を支払いません。
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ 上記③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ 上記①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ 借用自動車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用すること。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。
- (2) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する傷害に対しては、医療保険金を支払いません。
 - ① 記名被保険者または指定被保険者が、その使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車（注 i）を運転している場合に、被保険者について生じた傷害
 - ② 記名被保険者または指定被保険者が自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取扱う業務として受託した自動車を運転している場合に、被保険者について生じた傷害

（注 i）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
- (3) 当社は、次の①から⑦のいずれかに該当する傷害に対しては、医療保険金を支払いません。
 - ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
 - ② 記名被保険者または指定被保険者が、法令により定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合に、その本人に生じた傷害
 - ③ 記名被保険者または指定被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合に、その本人に生じた傷害
 - ④ 記名被保険者または指定被保険者が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65

条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合に、その本人に生じた傷害

- ⑤ 被保険者が、借用自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで借用自動車を搭乗中に生じた傷害
- ⑥ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- ⑦ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失（注 ii）によって生じた傷害

（注 ii）「心神喪失」とは、認知症、知的障害、精神障害等の理由により判断能力が常時欠けている状態をいいます。

- (4) 当社は、傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、その者の受け取るべき金額については、医療保険金を支払いません。
- (5) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症^{たんどく}（^{りんばせんえん}リンパ腺炎、^{はいけつしょう}敗血症、^{はしょうふう}破傷風等）に対しては、医療保険金を支払いません。

第5条 [お支払いする保険金の計算]

- (1) 当社は、被保険者が第2条 [保険金をお支払いする場合] の傷害を被り、その直接の結果として、次表の支払事由に該当する場合に、同表のとおり医療保険金を支払います。

保険金の区分	支払事由	支払保険金の額	保険金請求権者
医療保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日までの間に治療を要した場合	1回の事故につき、次の①または②に定めるいずれかの額 ① 治療日数が5日未満の場合には、一律1万円 ② 治療日数が5日以上となった場合には、傷害を被った部位およびその症状に応じて、この特約の別表（以下この条において「支払額表」といいます。）に定める額。ただし、5日目の治療を受けた日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。	被保険者

- (2) 本条(1)の治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

（注） 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) 支払額表のそれぞれの症状に該当しない傷害であっても、それぞれの症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなします。

- (4) 同一事故により被った傷害の部位および症状が、支払額表の複数の項目に該当する場合は、それぞれの項目により支払われるべき金額のうち、最も高い金額を医療保険金として支払います。ただし、既に低い金額で医療保険金を支払っていた場合においては、支払われるべき高い金額の医療保険金の額から、既に支払った医療保険金の額を差し引いた残額を支払います。

第6条 [既に存在していた身体の障害または疾病の影響等]

被保険者が被った第2条 [保険金をお支払いする場合] の傷害が次の①から③のいずれかに該当する影響により重大となった場合には、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- ① 被保険者が傷害を被った時、既に存在していた身体の障害または疾病の影響
- ② 被保険者が傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- ③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことによる影響

第7条 [保険金のご請求]

当社に対する医療保険金の請求権は、次の①または②の時から、それぞれに発生し、これを行行使することができるものとします。

- ① 第5条 [お支払いする保険金の計算] (1)①に定める保険金については、治療が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ② 第5条(1)②に定める保険金については、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数が5日となった時

第8条 [代位]

当社が医療保険金を支払った場合であっても、被保険者がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第9条 [当社の指定する医師が作成した診断書等の要求]

- (1) 当社は、普通保険約款基本条項第14条 [事故発生時の義務等] (1)②の規定による通知または第7条 [保険金のご請求] および同条項第16条 [保険金のご請求] の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または保険金請求権者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。
- (2) 本条(1)の診断のために要した費用は、当社が負担します。ただし、診断を受けることによって得られなかった収入は対象となりません。

第10条 [普通保険約款との関係]

- (1) この特約については、普通保険約款基本条項第11条 [当社からの保険契約の解除—重大事由による解除] の規定中「自損傷害条項」とあるのは「搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約」と読み替えます。

(2) この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第 15 条 [他の保険契約等がある場合の取扱い] の規定は適用しません。

第 11 条 [準用規定]

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

<別表>医療保険金支払額表

被保険者が被った傷害		保険金支払額
①	脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、 ^{せき} 脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	100 万円
②	上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	50 万円
③	骨折または脱臼、脳・眼・頸髄・ ^{せき} 脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の筋・腱または靭帯の断裂	30 万円
④	打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、上記①から③以外のもの	10 万円

備考

注1. 「損傷」とは、臓器・組織そのものが、外力によって障害を受けることをいいます。

注2. ここでいう「内出血」とは、頭蓋内・眼球内で出血することをいいます。

注3. ここでいう「血腫」とは、頭蓋内・眼球内で出血し、血液が組織内に溜まった状態をいいます。

注4. ここでいう「切断」とは、骨を含めて四肢の一部を失った状態をいいます。

注5. ここでいう「破裂」とは、眼球そのものが裂けることをいいます。

注6. ここでいう「断裂」とは、筋・腱・靭帯の組織の一部、または全部の連続性が失われた状態をいいます。